

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州、メルボルン大都市圏を感染多発地域指定  
(13日(土)午前1時より)

2021年2月21日  
在ブリスベン総領事館

- 本2月12日、クイーンズランド(QLD)州政府は、ビクトリア(VIC)州メルボルンにおける COVID-19 感染状況に鑑み、2月13日(土)午前1時より、メルボルン大都市圏を感染多発地域(ホットスポット)に指定する旨発表しました。
- 2月13日(土)午前1時より、メルボルン大都市圏の36地方行政区域(LGA)に2月9日以降に滞在していた者がQLDへ入州する場合、航空機による入州のみが認められ、また入州許可証(Border Declaration Pass)を事前に取得した上で、州政府指定宿泊施設における14日間の隔離を求められることとなります。
- また、2月13日午前1時より、VIC州(メルボルン大都市圏を除く)での1月29日(金)以降の滞在歴のある者がQLDへ入州する場合、入州許可証の事前取得を求められます。
- 更に、既にQLD州に入州している場合であっても、1月29日(金)以降にメルボルン大都市圏に滞在歴のある者については、VIC州におけるCOVID-19感染者の立ち寄り先を確認し、当該日時に訪問していた場合、直ちに検査を受けて14日間の自主的隔離を行うとともに、13HEALTH(州保健省健康相談フリーダイヤル:13 43 25 84)に電話連絡することを求めています。  
尚、同立ち寄り先を訪問していない場合でも、検査を受け、陰性結果を受け取るまで自主的隔離を行うことを求めています。

本件詳細については、以下の州政府HP(英文のみ)をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update#control-vic-148578>

入州許可証(Border Declaration Pass)及び申請方法の詳細については、以下の州政府HP(英文のみ)をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/border-pass>

VIC州政府による COVID-19 感染者の追跡調査に伴う立ち寄り先については、以下のVIC州政府HP(英文のみ)をご覧ください。

<https://www.dhhs.vic.gov.au/case-locations-and-outbreaks-covid-19>

また、本件に関しては、以下の本12日付領事メールもご参照下さい。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus12022021.pdf>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所:Level [17, 12 Creek Street, Brisbane](#) QLD4000

電話:07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(「たびレジ」良くある質問)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/fq.html>